

傷害見舞金制度のQ & A（よくあるご質問と回答）

Q①. 「新日本スポーツ連盟主催行事に参加中（往復途上を含む）」とありますが、行事日の自宅を出発から、自宅に帰着までの途上を対象になりますか。

A①. はい、行事開催日の往復途上を対象となります。行事開催日の前日や翌日での往復途上は対象外です。宿泊を伴って参加する行事に対しては、「ホテルを出てからホテルに帰着するまで」が対象となります。宿泊施設内での怪我は対象にはなりません。

Q②. お勧めする際には、スポーツ安全協会が扱う「スポーツ安全保険」との比較になろうかと考えます。傷害見舞金制度の特徴とメリットを、いくつか教えて下さい。デメリットで明確になっていることがあれば教えて下さい。賠償制度が無い事は承知しています。

A②. 傷害見舞金制度は参加者への「主催者責任」を果たすこと「安全への取り組み」を促すことを目的にしており「会員が互いに支え合おう」という互助制度です。従って、いわゆる「保険」ではありません。「団体での活動中およびその往復中」を対象にして、保険会社と契約し再保険（補償制度）加入しています。他の傷害保険との違いは、案内に記されています特定疾病が対象になっています。

Q③. 登山行事は対象になりますか？

A③. 基本的に標高1000mを超える山での登山は対象になりません。また1000m未満の山でも、リスクの度合いによっては対象とならない場合もありますので、傷害見舞金係までご相談ください。また、ハイキング（里山歩き）は、事前に行程を提出してください。

Q④. 行事内のバーベキューでケガをした場合は給付の対象になりますか？

A④. 食事会での事故は対象にはなりません。「スポーツ安全保険」はバーベキューが対象になるとのことですが、傷害見舞金制度では「スポーツと相当因果関係のある疾病」を対象としています。

Q⑤. 外国人の方も加入できますか？

A⑤. 日本国内に居住地を持たない外国人の方は加入することはできません。

旅行目的に滞在している場合は、海外旅行保険などをご利用ください。
国内に住民票（居住地）がある外国籍の方は、傷害見舞金に加入できません。

その他ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

新日本スポーツ連盟 傷害見舞金係
TEL 03-5834-8726 e-mail zenkoku@njsf.net